

平成28年11月1日

公 告

防衛省防衛大学校総務部  
厚生課長 塩川 隆仁

防衛省防衛大学校内における平成29年度オープンキャンパス実施時の弁当等即売会の設置及び経営に関する業者の募集について

横須賀市走水1-10-20に所在する防衛省防衛大学校内において、平成29年度オープンキャンパス実施時の弁当等即売会の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 上記の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は上記の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書の提出に同意すること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置業種

弁当等（弁当、飲料）の販売

4 設置場所

防衛大学校 学生会館1階ロビー（弁当等即売会場）

5 使用許可期間（出店日）

平成29年5月14日（日）の1日間

平成29年7月22日（土）及び23日（日）の2日間

※ 上記日程は予定であり、変更が有り得る。

6 設置店舗数

1日1～2店舗

7 募集受付、募集要領配布及び応募予定業者説明の期間等

下記期間内に募集要領の受領及び説明を受けられない業者の方は、応募できません。

(1) 期 間：平成28年11月1日（火）午前10時から

平成28年11月15日（火）午後5時まで

(2) 場 所：防衛大学校総務部厚生課（学生会館2階）

(3) 担 当：八住（ヤスミ）

(4) 連絡先：046-841-3810（内線2034）